

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 24 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事 業 部

建設工事において建設資材等の運搬に従事する自家用ダンプカーの
貨物自動車運送事業法における取扱いについて（周知依頼）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについては、「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて」（令和 8 年 2 月 10 日付け事務連絡、国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長）及び「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて（再周知）」（令和 8 年 5 月 1 日付け事務連絡、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長）により、

- ・違法な「白トラ」行為に係る違法性の判断基準は、従前から変わらないこと
- ・自家用ダンプカー（白ナンバーのダンプカー）を使用して、雇用関係にある従業員（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）たる運転者に運送行為（自家用ダンプカーの運転を含む。）を行わせる場合は、貨物自動車運送事業法に基づく許可は不要であること

等が示されているところです。

他方で、

- ・個別具体の運搬について、運転者が誰と雇用契約を締結すべきか、
- ・1 日に複数事業者の建設資材等を運搬する場合は運転者に対しどのように労働条件通知書を交付すべきか、

といった点について、取扱いの明確化を求める意見があるところです。

今般、こういったご意見を踏まえ、建設業における円滑な建設資材等の運搬を図る観点から、これらの点について、別添 1 のとおり考え方をお示しします。なお、本考え方については、国土交通省不動産・建設経済局で貨物自動車行政を所管する国土交通省物流・自動車局、及び労働行政を所管する厚生労働省と調整済みである旨、申し添えます。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、会員企業の皆様にご案内賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・別添 1 _ (国交省通知文) 建設工事において建設資材等の運搬に従事する自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて
- ・別添 2 _建設工事において建設資材等の運搬に従事する自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて
- ・別添 3 _労働条件通知書・車両使用通知書

以 上

【担当】 事業部 佛川

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp